

(別記3)

農業経営者育成教育事業

第1 事業の内容

地域の農業経営者育成の中核となる教育機関（以下「地域中核教育機関」という。）の教育水準の向上と併せて、これら地域中核教育機関と連携して教育の強化に向けた支援を行う高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関（以下「高度農業経営者教育機関」という。）に対して、その取組を支援する。

第2 事業の種類

- 1 高度農業経営者教育機関への支援
- 2 地域中核教育機関への支援

第3 高度農業経営者教育機関への支援

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の3に掲げる事業の内容を効果的かつ適切に実施することが可能な民間法人として、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が公募により選定した主体が行うものとする。

2 事業の実施体制

事業実施主体は、事業の実施にあたり地域中核教育機関との緊密な連携体制を整備することとし、地域中核教育機関の状況等を踏まえて、効果的な事業の実施に努めるものとする。

また、地域農業のリーダーとなる農業経営者の育成に向けて、高度な経営力、技術力、地域リーダーとしての人間力を養成する実践的教育を実施するため、幅広い知見を有し、我が国第一線の経営者、民間法人、大学等と連携するものとする。

3 事業の内容

本事業の内容は、地域中核教育機関等の教育の強化を支援するための取組として以下に掲げるものとする。

- (1) 地域中核教育機関の学生等への質の高い研修等の取組
 - ア 地域中核教育機関の学生等を対象とした研修
 - イ 専門講師の地域中核教育機関等への派遣コーディネート
- (2) 農業経営者育成を担う人材の指導力強化を図るための取組
地域中核教育機関等の講師や研修生を受け入れる農業法人の指導者等を対象とした研修

4 助成対象経費

3に掲げる事業の対象となる経費については、別表1に定めるとおりとする。

5 補助率等

事業実施に係る経費について、予算の範囲内で定額補助を行うものとする。

6 事業計画の提出等

- (1) 事業計画の作成等

事業計画については、別紙様式1及び様式2により当該年度の事業計画を作成し、経営局長の承認を得るものとする。

(2) 事業計画の重要な変更

事業計画について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）の別表に定める重要な変更を行う場合は、(1)に掲げる手続に準じて行うものとする。

7 事業実績等の報告

(1) 事業実績報告については、別紙様式1及び様式2により作成し、事業完了後1か月以内又は、該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに作成し、経営局長に報告する。

(2) また、報告書の提出後も経営局長が必要と認めるときには、事業実施主体に対し、随時報告を求める事ができるものとする。

8 事業成果の検証

事業実施主体は、事業実施期間において研修生、研修生の実習受入法人や受入農家、地域中核教育機関等へのアンケート調査等を行い、教育効果の検証を行うとともに、その後も継続的な研修修了者のフォローアップと教育の改善に努めるものとする。

第4 地域中核教育機関への支援

1 事業実施主体

(1) 本事業の事業実施主体は、各都道府県域を中心に、主に高等学校以上の教育課程を修了した就農希望者や農業者等を対象として広く農業研修を行う教育機関として、都道府県知事が、地域の農業経営者育成において中核的役割を果たすと認めるものであり、以下のいずれかが運営する教育機関とする。

ア 都道府県（都道府県が設置する農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる農業者研修教育施設、又はこれに準ずる研修機能を有する機関を含む）

イ 市町村

ウ 民間法人（特定非営利活動法人、農事組合法人、会社法人、一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、学校法人、地方独立行政法人等）

2 事業実施の要件

(1) 以下の事項を踏まえて教育を実施していることを要件とする。

ア 教育のねらい

新規就農者の確実な育成、又は農業者の能力の確実な向上を通じ、地域農業のリーダーとなる人材の育成を図るための教育であること。

イ 教育内容

(ア) 地域農業のリーダーとなる農業経営者の育成のため、技術力の養成、経営力の養成及び地域リーダーとしての人間力の養成を図るための教育カリキュラムであること。

(イ) 地域の女性の能力を活かすための教育内容を取り入れること。

(ウ) 他産業からの就農希望者も対象として教育を行うこと。

ウ 実施体制

実践的かつ高度な教育を効果的に実施するため、都道府県、市町村、農業関係団体、流通・食品産業など農業以外の民間企業、大学など他の教育機関、高度農業経営者教育機関、地域の先進的農業者、女性農業者等との連携に努めること。

エ 就農支援体制

研修生の円滑な就農のため、就農支援のため専門員の設置や農業法人等との連携体制の構築を図ること。

(2) 新たな教育の実効性の確保

教育の内容を向上させるための新たな教育カリキュラムを作成し、これに基づき、新たな教育を実施すること。

また、新たな教育の実施に当たっては、農業教育に関する知見を有する専門家等のほか、地域の先進農業経営者の意見を聴取するものとし、特に新たな教育カリキュラムの検討（策定・検証）には地域の先進農業経営者を参画させ、実効性の高いカリキュラムの策定に努めるものとする。

3 事業の内容

(1) 本事業の内容は、以下の取組とする。

ア 新たな教育の実施

(ア) 新たな教育検討会の開催

新たな教育に係る方針を作成・実施・検証するための検討会の開催

(イ) 新たな教育カリキュラムの作成

新たな教育カリキュラムの作成のための検討、調査・研究等

(ウ) 新たな教育カリキュラムに基づく教育の実施

a 高度農業経営者教育機関が実施する研修への受講生の派遣

b 上記の新たな教育カリキュラムによる各教育機関での教育の実施

イ 教育体制の強化に向けた取組

(ア) 講師の研修派遣

高度農業経営者教育機関が実施する講師向け研修等への講師の派遣

(イ) 農業法人との連携等による就農支援の強化

地域の農業法人など関係機関との連携等による就農支援の強化と学生のフォローアップに向けた取組

ウ 新たな教育の実施に必要な教育施設の整備

(ア) 新たな教育カリキュラムによる教育を実施するために必要となる教育施設等の整備

(イ) 受講者の増加に対応するために必要となる宿泊施設等の整備

(2) (1)に掲げる事業の対象となる経費等については、別表2及び別表3に定めるとおりとする。

(3) 事業実施に当たっての留意事項

ア (1)のウについては、施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないことに留意する。また、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、「農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営者育成教育事業における費用対効果分析の実施について」（平成31年4月1日付け30経営第3006号経営局長通知）により、

整備する施設等の費用対効果分析を行うものとする。

イ 交付の対象となる施設については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）を適用しないものとする。

ウ 事業計画のうち3の（1）のウに係る部分の作成及びその審査等に当たっては、新たな教育カリキュラム等との整合について十分に確認を行うなど、適正な事業の実施に留意するものとし、既存の機械・施設の更新（当該既存の機械・施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう）は、補助の対象としないものとする。

4 補助率等

事業実施に係る経費について、予算の範囲内で、3の（1）のア及びイについては定額、ウについては、2分の1以内で補助を行うものとする。

5 事業計画の提出

（1）事業実施主体は、参考様式1により、当該年度の事業計画を作成し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

（2）都道府県知事は、（1）により提出された事業計画について、事業実施主体が地域中核教育機関として適当であるか、又、事業内容が地域の農業経営者育成教育の向上のため効果的なものとなっているかを審査の上、別記3の別紙様式3の都道府県事業計画を作成し、地方農政局長の承認を得るものとする。

（3）事業計画について、補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、（1）及び（2）に掲げる手続に準じて行うものとする。

6 国の助成措置

（1）国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を助成するものとする。

（2）国は、5の（2）により都道府県知事から提出された事業計画を踏まえ、必要に応じて都道府県又は事業実施主体から、教育のねらい、特徴、実効性などについてヒアリングを実施した上で、別紙1の予算配分方針に基づき予算の配分を行うものとする。

補助金の助成を受けた都道府県知事は、事業実施主体に対し、事業計画に応じて国から助成された補助金を助成するものとする。

7 補助金の取扱い

当事業の補助金については、国の他の事業と重複して受けることはできない。

8 事業実績等の報告

（1）事業実施主体は、事業の実績について、参考様式1により作成し、事業完了後1か月以内又は、該当事業年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに都道府県知事へ提出するものとする。

（2）都道府県知事は、（1）の実績報告を踏まえ、別記3の別紙様式3を作成し、地方農政局長に報告する。

（3）また、報告書の提出後も地方農政局長が必要と認めるときには、事業実施主体

に対し、随時報告を求める事ができるものとする。

9 事業成果の検証

事業実施主体は、事業計画において設定した目標等の達成状況及び教育効果について、事業実施期間及び事業終了後3年間、研修修了生へのアンケート調査や営農状況の調査等を行い、事業効果の検証を行うとともに、その後も継続的な研修修了者のフォローアップと教育の改善に努めるものとする。

10 事業実施状況の報告に基づく指導等

- (1) 都道府県知事は、事業計画において設定した目標等の達成状況が低調な場合又は整備した施設等の利用状況等が低調（年間の施設利用率が70%未満及び年間の施設利用者に占める研修生の割合が50%未満）な場合には、適切な指導を講じるとともに、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 地方農政局長は、報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言を行うものとする。

11 その他

- (1) 本事業における施設整備の実施については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30生産第2220号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）を準用するものとする。
- (2) 本事業により、地方公共団体が公共施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用を努めるものとする。

助成対象経費（高度農業経営者教育機関）

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するための、専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するための、研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費及び研修受講生の研修の参加に必要な経費の一部。</p>
賃 金	<p>事業を実施するための、研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該団体内の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付することとする。</p> <p>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するための、企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付することとする。</p> <p>専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事</p>

技能者給	<p>時間と作業内容を証明しなければならない。</p> <p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するための原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するため追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業の一部分を他の団体に委託するために必要な経費。</p>
その他	<p>事業を実施するための、広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代など他の費目に該当しない経費。</p>

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

助成対象経費（地域中核教育機関）

事業計画に基づく取組の実施費（教育施設の整備費を除く）

区 分	内 容
謝 金	<p>事業を実施するための、専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び臨時雇用者等事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
旅 費	<p>事業を実施するための、研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。</p>
賃 金	<p>事業を実施するための、研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、当該団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>また、当該団体内の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付することとする。</p> <p>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
専門員等設置費	<p>事業を実施するための、企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費。</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付することとする。</p> <p>専門員等設置費は、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</p>

技能者給	<p>また、事業実施主体又は共同機関は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</p> <p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する業務に対し支払う実働に応じた対価。</p> <p>技能者給の単価については、本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（時間外手当等は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則で定められた年間総就労時間で除した額とする（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付することとする。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
備品費	<p>事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費。</p>
消耗品費	<p>事業を実施するための原材料、取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な費用。</p>
印刷製本費	<p>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</p>
通信運搬費	<p>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するため追加的に必要となるパソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体運営に伴って発生する事務所の経費は含まれない。）。</p>
委託費	<p>事業の交付目的たる事業の一部分を他の団体に委託するために必要な経費。</p>
その他	<p>事業を実施するための、広告費、文献等購入費、複写費、会場借料、収入印紙代など他の費目に該当しない経費。</p>

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、賃金、専門員等設置費及び技能者給については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

助成対象経費（地域中核教育機関）

教育施設の整備費

区 分	助成対象となる施設整備
新たな教育の実施に必要な教育施設の整備費	<p>ア 研修教育棟、宿泊棟等施設 講義、講習等を実施するために必要な施設で、次に掲げるもの。 長期研修施設、短期研修施設、長期宿泊施設、短期宿泊施設、 情報・処理提供施設、農業機械演習施設</p> <p>イ 農業生産実習、食品加工実習等施設 実践研修に必要な施設で、次に掲げるもの。 現地実習教室、農産関連施設、園芸関連施設、畜産関連施設、 農産加工関連施設、農産物流通・品質評価関連施設、生産実習ほ 場整備</p> <p>ウ 新技術・環境保全型農業研修施設 新技術の習得や環境保全型農業の実践研修を行うために必要な 施設で、次に掲げるもの。 生物工学関連施設、特殊温室、革新的農業機械等演習施設、環 境保全型農業実習ほ場整備、環境保全型農業技術実習施設</p> <p>エ 調査研究・実験用施設・機材 新技術等の組立・実証を行うために必要な施設及び機材で、次 に掲げるもの。 調査研究施設、実験施設、調査研究用機材</p>

農業経営者育成教育事業（地域中核教育機関）の予算配分方針について

要綱別記 3 農業経営者育成教育事業第 4 の地域中核教育機関への支援の配分方針については、以下のとおりとする。

第 1 推進事業

推進事業（要綱別記 3 第 4 の 3（1）のア及びイに定める取組）の配分は次により行う。

- (1) 1 事業実施主体当たりの要望額の上限は、800 万円とする。
 - (2) 配分に当たっては、次の事項を優先するものとする。
 - ①平成 29 年度の就農率の高い教育機関の計画
 - ②令和元年度に実施する新たな教育又は教育体制の強化について、地域中核教育機関がその教育目的を果たすうえで、特に先進的かつ重点度合が高いと見込まれる計画
 - (3) 各事業実施主体の要望額の合計額が予算額を超過する場合には全体的な調整を行う。
- (注) 上記(2)の「重点度合が高いと見込まれる計画」とは、輸出力強化、スマート農業、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）及び働き方改革に資する経営管理等に取り組む計画をいう。

第 2 整備事業

整備事業（要綱別記 3 第 4 の 3（1）のウに定める取組）の配分に当たっては、次の事項を優先するものとする。

- ①教育機関の創設に係る計画
- ②本事業による整備事業を実施していない事業実施主体の計画
- ③平成 29 年度の就農率の高い教育機関の計画
- ④平成 24 年度に比する平成 29 年度の就農率の増加率が高い教育機関の計画
- ⑤先進的かつ重点度合が高いと見込まれる計画
- ⑥P F I 法を活用する計画

(別記3 別紙様式1)

令和〇〇年度農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営者育成教育
(高度農業経営者教育機関)事業計画(実績報告)書
(地域中核教育機関の学生等への質の高い研修等の取組)

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
団体名
代表者
印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記3の第3の6(実績報告の場合は第3の7)の規定に基づき、下記のとおり事業計画(実績報告)書を提出する。

記

1 事業実施方針

--

2 事業計画(実績)

(1) 事業の目標及び内容

① 地域中核教育機関の学生等を対象とした研修

研修コース名		受講対象者	研修期間
			日間
開催回数	開催時期	開催地	研修規模
回	月		名
(研修のねらい)			
(研修カリキュラム)			
(招聘する外部講師)			
(研修方法)			
(連携する組織の研修への関わり方)			
(期待される効果及びその確認・検証方法)			
(その他)			

② 専門講師の地域中核教育機関等への派遣コーディネート

(取組のねらい)
(講師の派遣回数・派遣方法)
(派遣対象とする教育分野)
(登録を想定している講師)
(期待される効果及びその確認・検証方法)
(その他)

(注) 1 複数の研修コースの開催を想定している場合は、全ての研修コースについて本欄に記載し、それぞれの取組間の関連性を明確にしてください。
2 取組内容については別紙（様式自由）により記載することも可能です。

(2) 事業全体のスケジュール（実績）（取組内容の実施時期を詳細に記載）

令和	年度	
	月	
	月	
	月	
	月	

(3) 事業の成果（事業の実施状況と目標の達成状況等を記載）※事業実施報告時に記載

((1) ①について)
((1) ②について)
(総括)

3 添付資料

- (1) 教育機関の概要が分かる資料（事業計画の場合に限る。）
- (2) その他

(別記3 別紙様式2)

令和〇〇年度農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営者育成教育
(高度農業経営者教育機関)事業計画(実績報告)書
(農業経営者育成を担う人材の指導力強化を図るための取組)

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
団体名
代表者
印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記3の第3の6(実績報告の場合は第3の7)の規定に基づき、下記のとおり事業計画(実績報告)書を提出する。

記

1 事業実施方針

--

2 事業計画(実績)

(1) 事業の目標及び内容

研修コース名		受講対象者	研修期間
			日間
開催回数	開催時期	開催地	研修規模
回	月		名
(研修のねらい)			
(研修カリキュラム)			
(招聘する外部講師)			
(研修方法)			
(連携する組織の研修への関わり方)			
(期待される効果及びその確認・検証方法)			
(その他)			

(注) 1 複数の研修コースの開催を想定している場合は、全ての研修コースについて本欄に記載し、それぞれのコースの関連性を明確にしてください。

2 研修内容については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。

(2) 事業全体のスケジュール（実績）（取組内容の実施時期を詳細に記載）

令和 年度	
月	
月	
月	
月	

(3) 事業の成果（事業の実施状況と目標の達成状況等を記載）※事業実施報告時に記載

--

3 添付資料

(1) 教育機関の概要が分かる資料（事業計画の場合に限る。）

(2) その他

事業収支予算書
(高度農業経営者教育機関用)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
地域中核教育機関の 学生等への質の高い 研修等の取組 ア 地域中核教育機 関の学生等を対象 とした研修 イ 専門講師の地域 中核教育機関等へ の派遣コーディネ ート				
合 計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上して下さい。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付して下さい。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付して下さい。

事業収支予算書
(高度農業経営者教育機関用)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
<p>農業経営者育成を担う人材の指導力強化を図るための取組</p> <p>地域中核教育機関等の講師や研修生を受け入れる農業法人の指導者等を対象とした研修</p>				
合 計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上して下さい。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付して下さい。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付して下さい。

(別記3 別紙様式3)

番 号
令和 年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事名 印

令和〇〇年度農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営者育成教育（地
域中核教育機関）事業計画（実績報告）の提出について

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水
産事務次官依命通知）別記3の第4の5の（2）（実績報告の場合は第4の8の（2））
の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

（注） 関係書類については、事業実施主体が作成した参考様式1の写しを添付すること。

(別記3 参考様式1)

令和〇〇年度 農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営者育成教育
(地域中核教育機関) 事業計画 (実績報告) 書

〇〇県 (都道府) 知事 殿

番 号
令和 年 月 日

住 所
団体名
代表者 印

農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)別記3の第4の5(実績報告の場合は第4の8)の規定に基づき、下記のとおり事業計画を提出する。

※ 都道府県知事が事業実施主体となる場合には、本様式を別記3別紙様式3へ直接添付し提出する。

記

1 事業の実施方針

※最新の農業技術の情報や農業を取り巻く環境の変化、学生の入学状況及び卒業生の就農状況等の教育環境を踏まえ、新たな教育カリキュラムの策定・実施に係る基本的な取組方針を記載してください。また、複数年にかけて段階的に新たな教育を実施しようとする場合は、その全体像がわかるよう、前年度までの取組内容及び翌年度以降の取組予定を記載してください。

【現状と課題】

【取組方針】

(複数年にかけて段階的に新たな教育カリキュラムを実施する場合)

(1) 前年度までの取組内容

(2) 翌年度以降の取組予定

2 地域中核教育機関の就農状況と目標

※地域中核教育機関からの就農の状況について記載してください。

【新規就農者育成の実績（平成29年度実績）】

新規就農者数

卒業生総数 名(A)のうち新規就農者数 名(B)

※養成課程／研究課程／研修課程の内訳も合わせて記載する。

※研修課程は就農希望者を対象としたものに限る。

新規就農率((B)-(A)) %・・・(C)

【新規就農の増加目標（令和元年度目標）】

卒業予定者数 名(D)のうち目標とする新規就農者数 名(E)

※養成課程／研究課程／研修課程の内訳も合わせて記載する。

※研修課程は就農希望者を対象としたものに限る。

目標新規就農率((E)-(D)) %・・・(F)

増加目標(率)((F)-(C))/(C) %・・・(G)

※「全国農業大学校等の概要」やその他公表資料と整合をとること。

※新規就農者数は、就農者数、就職者数（このうち農業にも一部従事）、継続研修者等を含む

※割合は小数点以下第2位切り捨て

3 新たな教育に係る取組（令和〇〇年度）

(1) 新たな教育の実施

ア 新たな教育カリキュラムの検討体制

検討委員等	役職及び位置付け

イ 新たな教育検討会等の実施

実施事項	実施（予定）日	実施内容

ウ 新たな教育検討会等の運営方法

※地域中核教育機関全体及び年間の業務運営の中で、新たな教育カリキュラムの策定等に取り組むに当たってのポイントや留意点を記載してください。

エ 新たな教育カリキュラムの内容

※策定予定の新たな教育カリキュラムやその実施について、以下に掲げる事項を記載してください（当該年度からの新規又は拡充部分分かるように記載してください。）。

【教育コース名】

【教育対象者・定員】

【開始予定時期】

【教育期間】

【教育のねらい】

【教育科目・方法】

（技術力養成に関する科目）

（経営力養成に関する科目）

（地域リーダーとしての人間力養成に関する科目）

（女性の能力を活かすための教育内容）

【取組体制】

（最新の農業技術の情報や農業を取り巻く環境の変化、学生の入学状況及び卒業生の就農状況等を踏まえ、外部の機関や有識者との連携の有無を記載）

オ 高度農業経営者教育機関との連携により取り組む事項

事項	実施(予定)規模・内容	連携により目指す教育の効果
高度農業経営者教育機関が行う学生等を対象とした研修への受講生の派遣	名	
その他の連携	※具体的な連携内容を記載	

(2) 教育体制の強化に向けた取組

ア 講師の研修派遣

高度農業経営者教育機関等との連携により取り組む事項

事 項	実施(予定)規模	連携により目指す効果
高度農業経営者教育機関が行う指導者（教育機関の講師等）を対象とした研修への講師の派遣	名	
その他、講師の指導力強化に向けた研修等の実施 ()	名	

イ 農業法人との連携等による就農支援の強化

※就農支援の強化及び研修修了生のフォローアップに向けた取組内容について、以下の取組の有無と内容を具体的に記載して下さい。

【農業法人との連携等による就農支援】

【就農支援のための専門員の設置】

【就農後のフォローアップの実施】

ウ その他

4 教育の継続的フォローアップ

※事業による新たな教育の取組の効果検証項目、方法等について具体的に記載してください。

事業実績報告では、効果の検証結果を記載してください。

なお、事業完了後3年間は継続してフォローアップを行うこととなります。

5 新たな教育の実施に必要となる施設の整備

(1) 新たな教育カリキュラムによる教育を実施するために必要となる教育施設等の整備

整備内容	整備の必要性	整備(予定)時期														
	<p>【整備の必要性のほか以下について記載】</p> <p>①教育機関の創設に係る場合はその旨記載。 ※創設する理由、設立時期、機関の概要がわかる資料を添付すること。</p> <p>②既設機関の場合には、平成 24 年度から平成 29 年度の就農率の変化</p> <table border="1" data-bbox="512 622 1139 797"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就農率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>$\frac{\text{平成 29 年度の就農率} - \text{平成 24 年度の就農率}}{\text{平成 24 年度の就農率}}$</p> <p>※算出方法は「1 地域中核教育機関の概要」参照</p> <p>③「PFI事業の活用」の場合はその旨記載。 ※本整備事業において、地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)を活用する場合</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	就農率							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29										
就農率																

(2) 受講者の増加に対応するために必要となる宿泊施設等の整備

整備内容	整備の必要性	整備(予定)時期														
	<p>【整備の必要性のほか以下について記載】</p> <p>①教育機関の創設に係る場合はその旨記載。</p> <p>②既設機関の場合には、平成 24 年度から平成 29 年度の就農率の変化</p> <table border="1" data-bbox="512 1563 1139 1738"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就農率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>$\frac{\text{平成 29 年度の就農率} - \text{平成 24 年度の就農率}}{\text{平成 24 年度の就農率}}$</p> <p>※算出方法は「1 地域中核教育機関の概要」参照</p> <p>③「PFI事業の活用」の場合はその旨記載。 ※(1)に記載済みの場合には記載の必要はない</p>		H24	H25	H26	H27	H28	H29	就農率							
	H24	H25	H26	H27	H28	H29										
就農率																

6 事業完了（予定）年月日

令和〇〇年〇月〇日

7 添付資料

- (1) 教育機関の概要が分かる資料
- (2) 事業収支計画書
- (3) 施設設計書等（施設整備を実施する場合）
- (4) その他

(別添)

事業収支予算書
(地域中核教育機関用)

経費の配分

(1) 新たな教育に係る取組

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
①新たな教育の実施				
②教育体制の強化				
合 計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費(消費税を含む。)のみを計上して下さい。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付して下さい。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付して下さい。

(2) 教育に必要となる施設の整備

(単位：円)

整備内容	事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
①新たな教育カリキュラムによる教育を実施するために必要となる教育施設等の整備				
②受講者の増加に対応するために必要となる宿泊施設等の整備				
合 計				